

【国内】家畜衛生情報 R7-27

本文

＜かごしま畜コミ・インフォ＞

10月15日に実施した豚熱経口ワクチンの緊急散布(2回目)については、本日午後4時に散布作業が終了しましたので、お知らせいたします。

記

1 散布日時 令和7年10月15日(水)

2 散布の概要

- ・霧島市 18地点 480個
- ・曽於市 12地点 300個
- 合 計 30地点 780個(5班20名体制で実施)

3 今後の対応

緊急散布は今回で終了し、次回からは定期散布(※)を実施します。

※定期散布：春と秋に各2回行う経口ワクチン散布

4 県民の皆様へ

経口ワクチンを散布した地点には『経口ワクチン散布中』の標識があります。

豚熱ウイルスの拡散防止のため、散布地点には近づかないようお願いします。

5 その他

(1) 豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。

(2) 経口ワクチンを摂取したイノシシに由来する食品の安全性は、食品安全委員会で評価されています。

※本県の豚熱防疫対応に関する情報

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag37/csfrisk.html>

※豚熱に関する情報(農林水産省 HP)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

◎「豚飼養農家の皆様」におかれましては、次の3項目の対策の徹底をお願いします。

(1) ワクチンに頼らない飼養衛生管理の徹底

- ・野生動物侵入防止対策(農場の防護柵や防鳥ネットの破損等のチェックと修繕など)
- ・農場に出入りする人や車両等の制限。出入りする場合は、衣服及び長靴等の交換
- ・農場に出入りする畜産関係車両や人の入退場時、物品の搬入搬出時における消毒の徹底
- ・と畜出荷の際は、と畜場内での車両の水洗・消毒の徹底
- ・外部導入した豚の隔離と健康観察

(2) 豚熱ワクチンの適時・適切な接種

(3) 特定症状(紫斑、異常豚や流死産の増加、死亡豚の増加等)が認められた場合の家畜保

健衛生所への早期通報

豚熱の発生予防対策としては、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理の徹底が重要です。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

☆個々の農場で！地域ぐるみで！

農場防疫（バイオセキュリティ）対策 の徹底をお願いします！！

署名

鹿児島県農政部家畜防疫対策課

TEL099-286-3297